

国民健康保険 療養費の申請に必要なもの

種別	一般診療(保険証忘れ等) 医科・歯科・調剤(薬剤)の場合	補装具(コルセット等)作成の場合
1	診療報酬明細書(レセプト) の写し	補装具の作成を指示した医師の証明書 や作成指示書等(原本)
2	領収書(原本:コピー不可)	領収書及び補装具の明細書 (原本:コピー不可)
3	「国民健康保険療養費支給申請書」	
4	国民健康保健被保険者証(保険証)	
5	世帯主の振込先金融機関口座がわかるもの(預金通帳等)	
6	他の医療助成制度の医療証(重度医療・はぐくみ医療等 持っている方のみ)	

※その他種別で申請する場合も、事実がわかる証明書と領収書原本が必要です。

療養費の申請先について

必要書類をご準備いただき、税務保険課もしくは各支所へご提出ください。

※「国民健康保険療養費支給申請書」は窓口にございます。

療養費のお振込みについて

申請書と添付資料は審査機関に送付し、その審査を受けた後に支給決定します。

そのため、申請から支給決定までは通常3ヶ月程度の期間を要します。

(審査の結果、再審査や不支給になる場合もあります。)

※振込は支給決定後の処理となり、支給決定通知書は振込日前後にお送りしています。

(注意) 療養費の支給について、医療機関等に診療を受けた日の翌日から、2年を過ぎると時効により申請できなくなりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

那賀町役場 税務保険課

〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

電話 (0884) 62-1121